

火葬技術管理士の配置基準

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

火葬技術の高度化、火葬場の大型化及び火葬場に対する社会的要請の高まりを受けて、火葬場の技術的管理の重要性はますます高まることを想定し、火葬場における火葬技術有資格者の配置基準として、次のような基準を設けることが適切である。

この基準の運用にあたっては、地方自治体又は民間事業者が自ら管理運営を行う場合にあっては、地方自治体又は民間事業者が自ら配置すること、管理運営を民間事業者等に委託している場合、又は指定管理者を指定して管理運営を任せている場合にあっては、受託事業者又は指定管理者において有資格者を配置することを委託又は指定の要件とすることが望まれる。

- (1) 火葬炉が 5 基以上ある施設にあっては、火葬場の技術的側面を総括的に管理する総括火葬技術管理士の資格を有する者を 1 人以上配置すべきである。
- (2) 火葬炉が 5 基未満の施設にあっては、火葬技術管理士 1 級の資格を有する者を、総括火葬技術管理士に代わる責任者として配置することができるものとする。
- (3) 火葬場には、火葬技術管理士 1 級の資格を有する者又は 2 級の資格を有する者 2 人以上を配置すべきである。

附則

(施行期日) 令和 5 年 2 月 14 日施行